

デジタル社会に向けた公共建築工事標準仕様書のあり方に関する検討会 設置規約

令和6年12月5日 決定

(趣旨)

第1条 官庁営繕事業の設計及び工事に関する情報のデジタル化及びデータ連携の促進に向け、公共建築工事標準仕様書のデジタル化手法のあり方に関し、学識経験者及び業界団体からの意見等を踏まえた課題の把握及び今後の方策の検討を行うため、官庁営繕部に「デジタル社会に向けた公共建築工事標準仕様書のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 検討会の委員は、別紙に掲げる者とする。

2 検討会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。

(座長)

第3条 検討会には座長を置く。

2 検討会の座長は、検討会に属する学識経験者の中から選任する。

(検討会の議事)

第4条 検討会の議事は原則として非公開とする。

2 検討会の議事概要については、検討会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(参考人の出席)

第5条 検討会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 検討会委員及び参考人は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価・デジタル高度化推進室に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

デジタル社会に向けた公共建築工事標準仕様書のあり方に関する検討会

委員名簿

座長	清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
委員	蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
	永井 香織	日本大学生産工学部建築工学科 教授
	安野 芳彦	公益社団法人 日本建築士会連合会
	早瀬 幸彦	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
	早川 文雄	公益社団法人 日本建築家協会
	伊藤 央	一般社団法人 日本建築構造技術者協会
	竹馬 章二	一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会
	阪口 洋	一般社団法人 建築設備技術者協会
	飯田 ルミ	公益社団法人 日本建築積算協会
	荒木 真也	一般社団法人 日本建設業連合会
	田伏 雅樹	一般社団法人 全国建設業協会
	水野 淳司	一般社団法人 日本電設工業協会
	古島 実	一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
	大越 潤	建築BIM推進会議 標準化タスクフォース
	オブザーバー 松下 佳生	一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会
	松本 朋之	建築BIM推進会議 標準化タスクフォース

※敬称略